

# 船舶事故調査報告書

令和元年9月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年9月26日 07時00分ごろ
発生場所	岡山県 <sup>あさくち</sup> 浅口市 <sup>よりしま</sup> 寄島漁港南東方沖 水島港玉島防波堤灯台から真方位182° 2.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 27.2′ 東経133° 39.7′）
事故の概要	漁船 <sup>しょうえい</sup> 正栄丸は、揚網作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成30年10月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 正栄丸、4.7トン OY3-20100（漁船登録番号）、個人所有 10.30m（Lr）×2.92m×0.95m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和60年10月31日 第271-18215号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月26日 免許証交付日 平成26年3月10日 （平成31年4月19日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、底引き網漁を行う目的で、平成30年9月26日06時00分ごろ寄島漁港を出港し、同港南東方沖の漁場に向かった。 本船は、06時30分ごろ漁場に到着し、長さ約4.3mの鉄製パイプ（以下「鉄管」という。）に股網を介して接続した底引き網を海中に繰り出し、えい網を開始し、06時50分ごろ、えい網を終えて主機を中立運転とし、サイドローラのウインチを操作してワイヤを巻き、鉄管を後部甲板に引き寄せた。 船長は、網に取り付けられたロープ（以下「網のロープ」とい

う。)の先端のアイに、高さ約4.5メートルのやぐらの上部ローラに通したロープ(以下「本件ロープ」という。)の先端に取り付けられたフック(以下「本件フック」という。)を掛けたのち、本件ロープをサイドローラのワーピングエンドで揚網作業を開始した。

船長は、揚網作業中、本件フックが、網のロープから外れてやぐらの上部ローラから落下し、「後部甲板からの高さが約4mのステイ」(以下「本件ステイ」という。)に掛かり、底引き網を上部ローラ的位置まで引き揚げることができなくなったことに気付いた。

船長は、本件ロープを上部ローラに掛けようとしてやぐらに登り、「高さ約3mのステイ」(以下「下部ステイ」という。)の上に中腰の姿勢で立ち、右手で下部ステイを掴み、左手を伸ばして本件ステイを掴もうとしたところ、07時00分ごろ、重心が前に出て体勢を崩して右手が滑り、後部甲板上に落下した。

(図1～3、写真1、写真2参照)

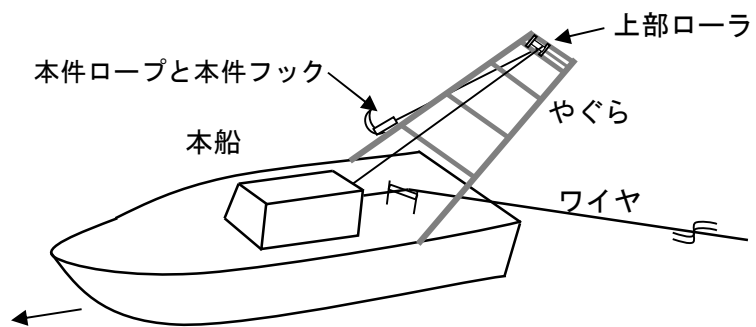


図1 えい網時の本件ロープ及び本件フックの位置

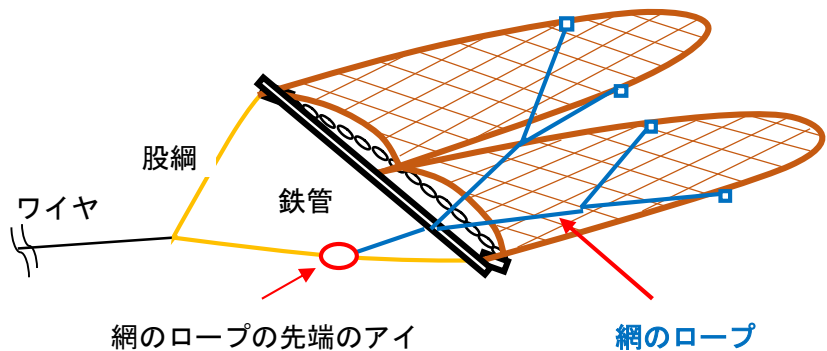


図2 底引き網漁の概略図

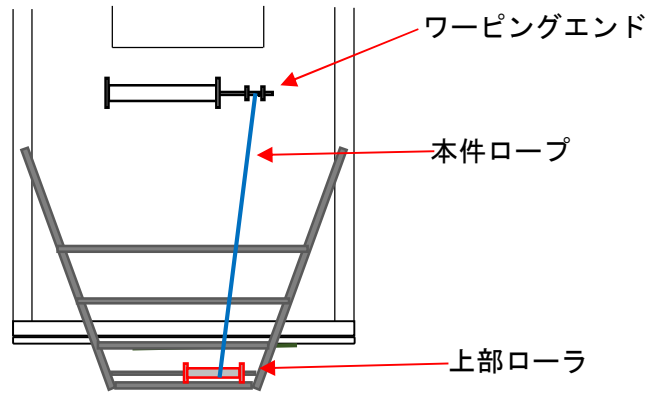


図3 網の引き上げ作業時の本件ロープの状況

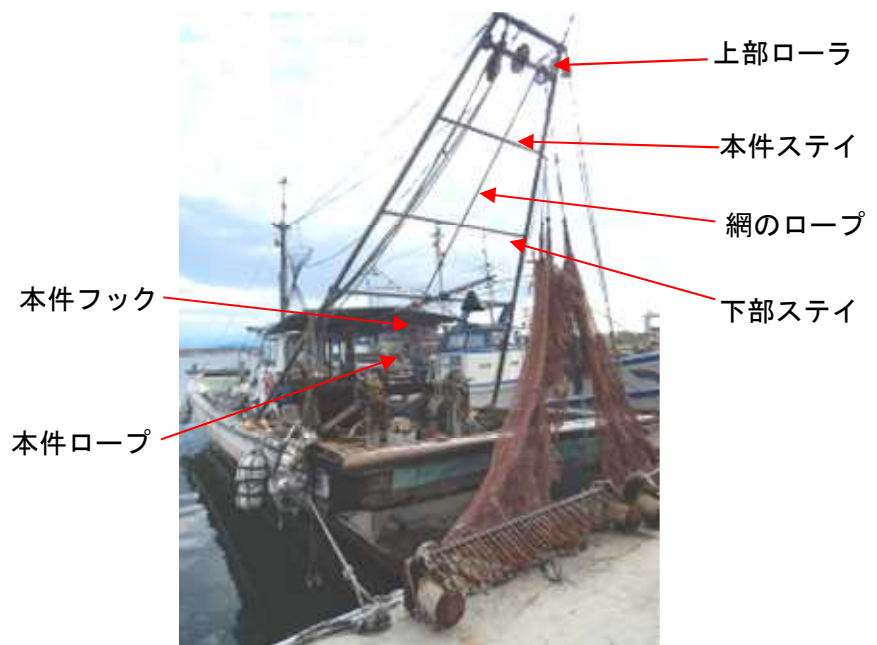


写真1 網を引き揚げた状況

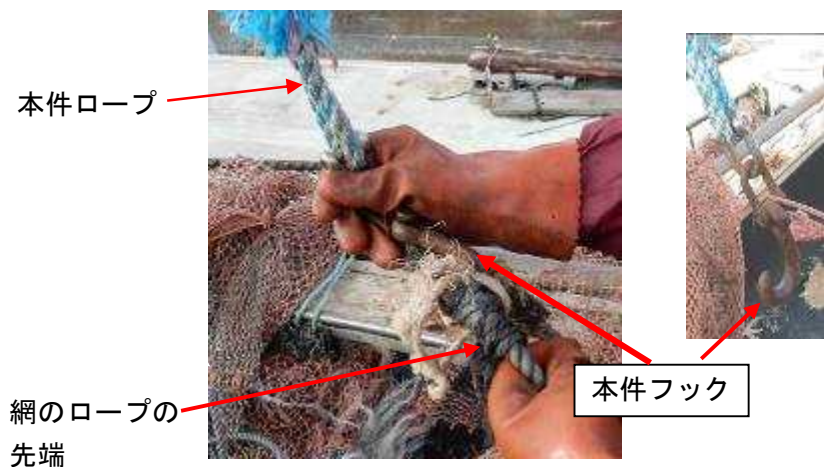


写真2 本件フック

	<p>船長は、自ら操船して寄島漁港に帰港し、家族を經由して海上保安庁に通報し、同庁が要請した救急車で浅口市内の病院に搬送され、全治約2か月の加療を要する左腓骨骨幹部骨折、頭部裂傷、頭部打撲及び両上肢挫創と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長は、これまでも何回か網のロープから本件フックが外れたことがあり、その都度やぐらに登って本件フックを上部ローラに通していた。</p> <p>船長は、帽子、合羽上下、ゴム手袋、ゴム製長靴及び膨張式のウエストベルトタイプの救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、寄島漁港南東方沖において、揚網作業中、船長が、やぐらに登って本件フックを上部ローラに掛けようとして、下部ステイの上に立ち、本件ステイを掴もうとしていたところ、身体の保持を十分に行っていなかったことから、体勢を崩して後部甲板上に落下して負傷したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、寄島漁港南東方沖において、揚網作業中、船長が、やぐらに登って本件フックを上部ローラに掛けようとして、下部ステイの上に立ち、本件ステイを掴もうとしていたところ、身体の保持を十分に行っていなかったため、体勢を崩して後部甲板上に落下したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>船長は、本事故後、次の措置を採った。</p> <p>本件フックが外れたときは、やぐらに登らずに、本事故後に備えた約4メートルの竹竿の先端に本件フックをかけて、上部ローラにかけることとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上においては、船体が動揺するなどして体勢を崩しやすく、落下の危険があるのでやぐらに登る作業は行わないこと。</li> <li>・やぐらなどの高所に登る際は、両手及び両足の4点のうち3点以上により、身体の保持を十分に行いながら登ることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

